

県税の概要

区 分	税 目	概 要	
普 通 税	直 接 税	県 民 税	個人や法人の所得に対してかかる税です。
		事 業 税	個人や法人の事業所得等に対してかかる税です。
		不 動 産 取 得 税	土地や建物等の不動産を取得したときにかかる税です。
		自 動 車 税 (種 別 割)	自動車の種類と排気量に応じて所有者にかかる税です。
		鉦 区 税	鉦区の面積に応じて鉦業権者にかかる税です。
		固 定 資 産 税	一定額を超える大規模償却資産にかかる税です。
	間 接 税	地 方 消 費 税	消費税（国税）と同様に物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税で、消費税とあわせて課税されます。
		県 た ば こ 税	小売業者に売り渡されるたばこにかかる税です。
		ゴ ル フ 場 利 用 税	ゴルフ場を利用する人にかかる税です。
目 的 税	直 接 税	軽 油 引 取 税	元売業者等から軽油を引き取った人にかかる税です。
		狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける人にかかる税です。

※千葉県「県税の種類」

[<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/index.html>]

(最終検索日：令和8年3月16日)

県税についての問い合わせ先 佐倉県税事務所 TEL043-483-1115
〒285-8503 佐倉市鎗木仲田町 8-1

直接税：所得税や法人税等のように、負担する人と納める人が同じ税金をいいます。

間接税：消費税や酒税等のように、負担する人と納める人が異なる税金をいいます。